

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次の1号を加える。

(6) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)